

2010年(平成22年)7月27日

株式会社 辰巳法律研究所

代表取締役 後藤 守男 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

[連絡先]

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

再申入書

当NPO法人から貴社に対して、本年4月19日付で、貴社の解約条項について、申し入れをいたしましたところ、貴社より本年5月18日付の回答書を受けました。

貴社の回答書によれば、受講生側の理由の如何を問わず解約に応じることとされたとのことですので、その点は評価いたします。

ただし、貴社のウェブページを見ましても、注意事項として、従来と同じく、「精神的不調、健康上の理由、仕事上の理由、その他で解約の必要が生じた場合には、受付にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。」との表現がそのまま使われており、当法人が先の申入書で質問したような疑問が生ずるままになっています。貴社のご回答に従って、端的に「受講生側の理由の如何を問わず解約に応じます。」という表現に改められるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

ところで、貴社の回答書によれば、改定規約の適用開始は本年7月1日とされたうえで、対象は平成22年7月1日における現受講生も含むとされているものの、改定規約の周知方法としては、本年6月以降に作成するパンフレットに改定規約を掲載することを挙げられるのみで、将来の受講生だけでなく現在の受講生にも周知をはかる旨が抽象的に表明されているにすぎません。したがって、これだけでは、従前からの受講生のみならず改定規

約の適用開始までの間の受講申込者も含めて、有害な誤解が生じている危険性を払拭するものとは言えませんので、貴社において、上記の遡及適用の点も含めて関係者に周知徹底を実効的に行われることが肝要であると考えます。

つきましては、貴社において、改定規約の内容およびその遡及適用について、貴社のホームページ上にわかりやすく明記して掲載されるほか、この間の受講申込者を含めた受講生全員に対して、改定規約の内容およびその遡及適用について明記したうえでEメールもししくはメールアドレス不明者には書面を郵送される措置をとられることを求めます。先の申入書でも記載しましたように、株式会社法学館は当NPO法人に対して同趣旨の約束をされています。

加えて、当NPO法人は、貴社の規約改定の経緯にかんがみ、貴社に対し、株式会社法学館と同様に、解約条項については、今後も受講開始の前後を問わず、受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定および遡及適用について受講契約継続中の者に個別に知らせること等の措置をとられること等を内容とする和解を締結される意思がないかどうか、再度申し入れをさせていただきます。

あわせて、本再申入書に対して、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にて再度ご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本再申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

以上